

市史通信

【目次】

- 横浜川崎連合防護団発団式
- 第八地区の区画整理
—震災復興地区画整理事業—
- 大正・昭和はじめの地図の旅
～安室吉弥家資料より(続)～
- 所蔵資料紹介
「電車停留場名並乗換呼方」
- 市史資料室たより



鎮火演習（伊勢佐木町松屋付近）1932年9月1日 横浜市史資料室所蔵

第52号

【発行日】2025年3月28日
 【編集・発行】横浜市史資料室
 〒220-0032
 横浜市西区老松町1番地
 横浜市中央図書館・地下1階
 【電話】045-251-3260
 【FAX】045-251-7321
 【E-mail】
 sisiryou@ml.city.yokohama.jp
 【ホームページ】
 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/gaiyo/shishiryo/

横浜川崎連合防護団発団式

はじめに

一九三二（昭和七）年九月一日の震災記念日に、横浜川崎連合防護団発団式が行なわれた。発団式に伴い鎮火演習が実施された。爆撃機からの模擬爆弾投下により、神奈川県庁・伊勢佐木町の百貨店松屋付近・神奈川会館の全部で三か所の火災が起こった設定であった。

写真はその時のもので、中央の建物が松屋である。左下の吉田橋周辺には法被を着た消防署員が、消火活動をする様子が見える。松屋の壁面左側に「祝横浜市川崎市連合防護団発団」の垂れ幕があるが、右側には「夜具地と綿の特売」の幕がかけられ、入口の上には「夏物最後の大売扱ひ」の文字が見られる。前年に満州事変が起きており、日常のくらしにその影響が表われてきていた。松屋の建物の窓や周囲の沿道、家屋の物干し台から多くの人々が消火活動を見物している。撮影したのがイセビル・オール写真社なので、イセビルから撮影したものであろうか。

横浜市史資料室では、昨年防護団発団式及び演習の写真を入手した。写真の裏には、写真社名とその電話番号、写真番号が書かれた赤色のスタンプが押されている。番号により、販売されたのかも知れない。所蔵する写真には、から三八まで番号が振られているが、

横浜川崎連合防護団の編成

まず、防護団について述べたい。

一九二三（大正一二）年の関東大震災による被災の経験から、陸軍は非常時の消防・救護・治安維持活動などに市民の協力を必要としていた。満州事変後に、東京では各種団体を市長のもとに組織した防護団が作られた。東京警備司令部の働きかけにより、一九三二（昭和七）年四月に、横浜市・川崎市・神奈川県・

東京警備司令部・横浜憲兵隊の間で「横浜川崎非常災害要務規約」が結ばれた。

この規約に基づき、九月一日に横浜市会を設置し、軍民官が一体となつた地域防衛体制を目指すものであった。非常災害からの防護を目的として、各官庁関係者により横浜・川崎防護委員会を設置し、軍民官が一体となつた地

長を団長、川崎市長を副団長に、横浜川崎連合防護団が発足した。本部は横浜市役所に置いた。横浜市の五区（鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子）に川崎市を加えた六行政区に組織し、横浜・川崎両市の防護団をもつて横浜川崎連合防護団が編成された。

防護団は、当該区域の在郷軍人分会・青年団・青年訓練所・女子青年会・婦

欠番があるので全部で三五枚である。同月には、これらを収録した、栗原清一編『横浜川崎連合防護団発団式記念帖』（イセビル・オール写真社発行）が出版されている。本稿では、写真のうちのいくつかを紹介したい。

人団体・少年団・衛生組合・町内会そのほか趣旨を協賛する諸団体で組織された。表1に示した九班（警護・警報・防火・交通整理・避難所管理・工作・防毒・救護・配給）に分けられており、市民によつて組織されていたことがわかる。防護団の募集・出動は、委員会々長の

表1 防護団の班と構成員

班名	業務	編成員
1 警護	治安維持・火災防災予防・警備補助等	在郷軍人分会員・青年団員・町内会員
2 警報	警報・灯火管制等	在郷軍人分会員・青年団員・町内会員
3 防火	火災防止・消防の援助等	在郷軍人分会員・青年団員・町内会員
4 交通整理	交通整理・交通援助等	在郷軍人分会員・青年団員・少年団員
5 避難所管理	避難者の指導・休養援助	町内会員
6 工作	建設物・照明等の補助	技術の心得ある者
7 防毒	消毒・防毒作業等	医事衛生関係団体員・在郷軍人分会員・青年団員
8 救護	傷病者の救護作業	医事衛生関係団体員・婦人団体員・在郷軍人分会員・青年団員・女子青年会員
9 配給	諸物資の配給作業	在郷軍人分会員・青年団員・女子青年会員・町内会員・婦人団体員

『都市防護に就て』（横浜川崎防護委員会、1932年8月）より作成

九月一日、横浜公園球場に来賓一〇〇人を迎へ、横浜・川崎両市の青年男女二万五千人、「小市民」高等小学校生徒一万人が集まり、横浜川崎連合防護団の発団式が挙行された。発団式終了後は、小演習を行なつた。この時の模様は、九月二日付『横浜貿易新報』七面及び『東京朝日新聞』「東京朝日神奈川附録」に掲載されている。

また、学校から発団式に参加し

意を受けて連合防護団長から区防護団長に指令が出され、即時招集出動を命ずることになつてゐた。

横浜川崎連合防護団発団式



写真1 宮城遙拝 横浜市史資料室所蔵

横浜高等女学校、一九三三年）。発団式には高等女学校をはじめ様々

空に現れるや、一斉に万歳の声が轟き渡る」。「いよいよ防空演習」。「飛行機は爆弾を投下する。白い煙は尾をひいて空に流れる」。（浅原重子「防護団発団式について」『ゆかりの梅』第三四号



写真2 横浜公園への空襲
横浜市史資料室所蔵

な市民団体が動員されており、参加する諸団体と式の模様が描かれている。飛行機による演習に小学生がどよめき、人々が万歳を唱える様子も書かれている。写真1は「宮城遙拝」の様子である。左前方の集団は和服に「パラソル



写真3 港橋付近に整列した船 横浜市史資料室所蔵

姿の高等女学校生徒のようである。写真2は小演習の様子である。かなり小さく見えているが、飛行機が会場の横浜公園上空に飛来して、模擬爆弾を投下した。演習には、飛行機一〇機が参加した。この時、野毛山公園や日本大通りに設置した高射砲からの射撃や、冒頭に紹介した消防署員による鎮火演習も行なわれた。

防護団の宣伝行進

発団式に向かう防護団の姿や、宣伝のために式後行なわれた、区防護団の



写真5 中区防護団の行進（港町の河岸） 横浜市史資料室所蔵



写真4 蓬莱橋付近を行進する救護班 横浜市史資料室所蔵



写真6 中区防護団の行進 横浜市史資料室所蔵

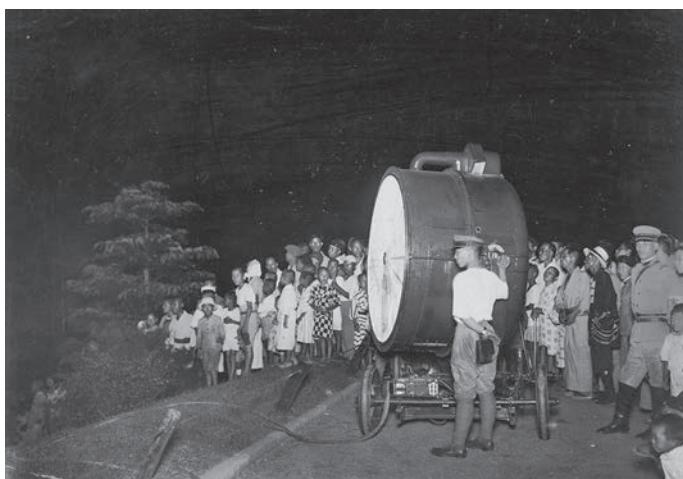


写真7 野毛山公園における照空灯 横浜市史資料室所蔵

行進などの風景も写されている。写真3は派大岡川の港橋付近に整列した船である。『横浜貿易新報』には、公園付近の「花園橋港橋間の大岡川には水上

署、土木局等々のランチ満艦飾の装ひ華やかに整列して祝意を表』したとあり、写真でも船は旗で飾られている。川岸を各区の団員たちが隊列を組んで、式場を目指した。

写真4は、蓬莱橋付近を行進する救護班である。「十全病院看護婦隊」であろうか。看護服を身に着け、ハンカチで汗を押さえながら進む様子が見られる。なお、足元を見ると靴を履いている女性は少なく、ほとんど

が草履や下駄のようである。表1に示したが、救護班は医事衛生関係団体員・婦人団体員・在郷軍人分会員・青年団員・女子青年会員などであった。

中区防護団の行進の模様も写っている。『横浜川崎連合防護団発団式記念帖』には区別の発団式入場者数が示されており、中区は一万五千一五人と出席者の六割を占めていた。写真5は港町の河岸での行進である。騎馬隊の後に徒步の人々が続く。かなり長い列になつてゐるのがわかる。写真6は楽隊の後ろに少年団員、高等女学校生徒、高等小学校生徒などの列が見られる。

発団式終了後、各区防護団員はそれぞれの地域に帰つてからも防護宣伝行進などの行事が続いた。夜間になると、河岸での行進である。騎馬隊の後に徒步の人々が続く。かなり長い列になつてゐるのがわかる。写真5は港町の河岸での行進である。騎馬隊の後に徒步の人々が続く。かなり長い列になつてゐるのがわかる。写真6は楽隊の後ろに少年団員、高等女学校生徒、高等小学校生徒などの列が見られる。

地域の非常警戒にうつった。写真7は野毛山公園に設置された照空灯である。他には山手高台のフェリス女学校付近にも照空灯が据え付けられ、物凄い青白光」を上空から市内のビルに照射したという。

以上のよう防護団発団式及び小演習が実施された。防護団結成には市民の動員に狙いがあり、防護の中心は防空演習が実施された。この時も横浜川崎連合防護団が『関東防空演習記念帖』を刊行している。

翌年八月には東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城の一府四県に地域を拡大して、関東防空演習が実施された。この時も横浜川崎連合防護団が『関東防空演習記念帖』を刊行している。

一九三四年（昭和九）年から、東京・横浜・川崎三市の合同防空演習として実施されるようになつた。

（上田 由美）

参考文献

『都市防護に就て』（横浜川崎防護委員会、一九三三年八月）、『横浜市史Ⅱ』上巻（横浜市、一九九三年）、土田宏成『近代日本の「国民防空」体制』（神田外語大学出版局、二〇一〇年）。

第八地区の区画整理事業

震災復興土地区画整理事業

一九二三(大正一二)年九月一日に発生した関東大地震により建物の崩壊、焼失、これによる夥しい人的被害など大災害となつた。この震災からの復興事業の一つとして土地区画整理事業が行われた。横浜市域では、当初、国と市の分担で一二地区が設定され、後に第一三地区が追加された。

このうち第八地区は面積が最小で、その区域は相生町五丁目の一部・住吉町五丁目・同六丁目の一部・常盤町五丁目・尾上町五丁目・同六丁目・港町五丁目・同六丁目という関内地区の馬車道の北西、派大岡川・大岡川際の一画にあり(図1)、「商業繁華」な地区で「交通甚だ頻繁」、「通称六道ノ辻を中心とする放射状道路は本地区大部分を支配」し、「之

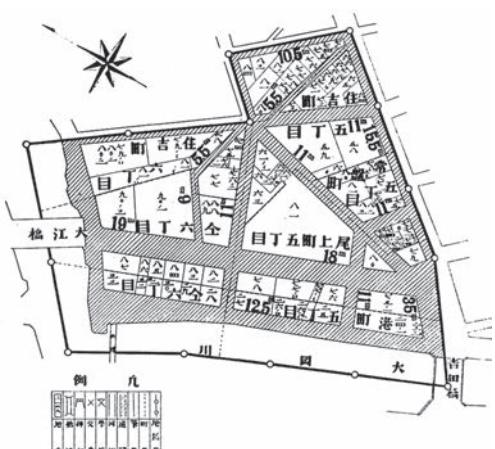


図1 第八地区現形図

注:「横浜特別都市計画土地区画整理事業 地図 現形並換地位置決定図」(脇澤美紀家資料18)

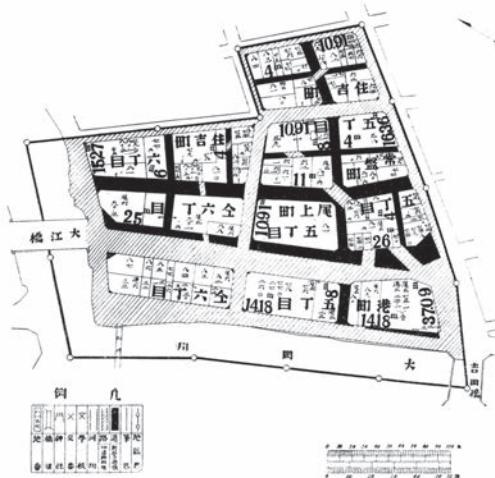


図2 第八地区位置決定図 1925年8月14日

注:図1と同じ。

貞喜丸汽船株式会社は一九一三(大正二)年創業の海陸運送業を営む会社であるが、会社組織となる前から横浜・横須賀間の汽船などを營業しており、港町五丁目に会社があつた。会社の敷地は、高島嘉兵衛と戸田氏共の所有地を借地していた。

「土地所有者借地権者調書」によると、港町五丁目二九坪七二(二六イ)と「二六ノロ1イ」並びに「尾上五

が為め街衢の形状不整にして危険」な地区であった。この事業では土地各筆の権利確定、換地の設計、換地後の清算について、地区の土地所有者・借地権者で組織する土地区画整理事業委員会への諮問が行われた。第八地区における土地区画整理事業の主な経過は表1の通りである(「委」と記載した項目)。第八地区では一九二四年一〇月二三日に選挙が行われ、土地所有者六人・借地権者六人が委員として選出された(染谷徳平・磯野輝政・渡辺福三郎・若尾幾太郎・持丸兵輔・政野梅吉・徳田易・田中岩吉・原田善一郎・栗原浅一・椎津安兵衛・脇澤襲作)。この中に土地所有者から選ばれた脇澤襲作がいる。

ここでは脇澤襲作の手元に残った資料(脇澤美紀家資料)をもとに、陳情書を中心に紹介していく。なお第八地区に選ばれた第九地区・第一〇地区と比較すると残っている陳情書類の数は少なく、差出人不明・年末詳の一件を含めて四件のみである。

貞喜丸汽船株式会社の陳情

員に選ばれた第九地区・第一〇地区と比較すると残っている陳情書類の数は少なく、差出人不明・年末詳の一件を含めて四件のみである。

表1 第八地区土地区画整理事業の経過概要

項目	年月日
現況調査	1924年10月
換地位置案(委)	附議25年5月29日 決定25年8月14日
整理前路線価・坪当指指数案(委)	附議25年7月17日 決定25年9月15日
整理後路線価・坪当指指数案(委)	附議25年12月18日 決定25年12月18日
換地面積案(委)	附議25年12月25日 決定26年12月24日
移転命令	開始25年12月25日 終了26年11月1日
区画整理杭打ち	開始26年8月
確定図	完成26年12月24日
換地告示	27年6月20日

注:『横浜復興誌』第2編、p113。

1) の全部と、同二六戸田氏共所有地のうち一三六坪〇五九を借地している持丸兵輔から二〇坪を転借(二六ノロ1イ)していた。二六イには注記として「尾上町五丁目七十七ノイニ跨ル計三三、一五〇」とあり、七七ノイ2として三坪二九五を借地していた(図3、図4)。月一二日付で取締役社長三木賄造が提出している。同五月二九日には換地位置決定についての最初の区画整理事業会が開催されている。この頃に整理予定図が公表されていると思われる所以で、これを受けた陳情であった。

内容は、整理予定図では会社の現在地(港町五丁目二六番地)は「除去」されて、新たに六丁目川岸の柳橋よりの地点に換地される予定となっている。同社は会社創立以前の個人経営の時代から三〇余年ものあいだ現在地に所在しており、小規模ではあるが横浜・横須賀間で軍需品や一般貨物の海上運搬、交通補助機関として広く利用されている。この業務上で最も重要な汽船発着所を見ても、旧来よりの専用河岸を持ち、船付や積み下ろしや乗降に至大な便益があるとし、もし河岸の使用が不便なところに移転したら「直二作業困難ニ陥リ殆ト致命的打撃ヲ蒙」ると。このために「是非現位置ヲ保持」を陳情している。

図4を見ると、「港五 二六ノイ」と「二六ノロ1イ」並びに「尾上五

七七ノイ2」が六丁目に換地予定となつていた。

この問題は七月七日に委員会に提出され協議会で保留となり、一七日、二八日にも保留、八月一四日に議題となつてある「尾上町六ノ七七ノイ、(港町六ノ)二六ノイ2矩形ニ修正スル件」が協定となつてある。二六年五月の「第八地区換地面積決定ニ関スル調書 第四号brook」では換地後二八坪八四(所有者高島嘉兵衛)とあり、第三号brook(第三B)の同様資料では一六坪○一(所有者戸田氏共)とあるので分割された換地となつてある。



図3 貞喜丸汽船株式会社所在地(矢印の場所)

注:「第八地区現形図」1924年12月(脇澤美紀家資料12-2)の該当部分を色反転し文字等を追加した。

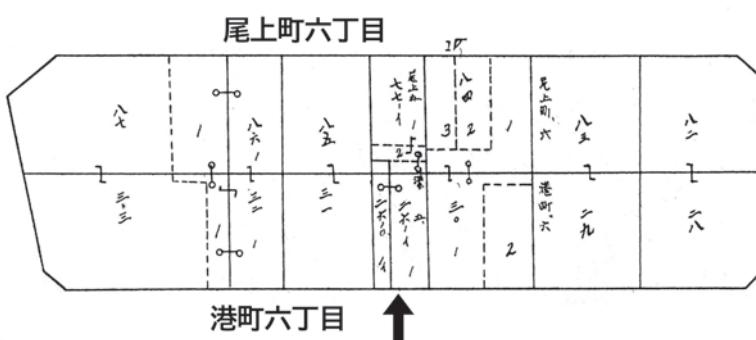


図4 貞喜丸汽船株式会社の換地予定図

注:「土地区画整理第八地区予定図」年未詳(脇澤美紀家資料12-9)の該当部分を色反転し文字等を追加した。

助書簡がある。これは「戸田家地所、港町六丁目へ小分割ノ件」は地主が「絶対不同意」なので、持丸・若尾の修正案に賛同を依頼するものであった。

貞喜丸汽船との関わりは、予定図では陳情書が述べるように、高島所有の借地と戸田所有の転借地が共に六丁目に換地となつていたが、恐らく持丸・若尾修正案が採用されて戸田所有地が五丁目に換地されたために、貞喜丸汽船の借地・転借地が分かれて換地されたものと思われる。

指路教会の陳情

次に一九二五年八月一〇日付の指路教会が提出した陳情書を見ていく。なお当時は「指路基督教會財團法人」であるが指路教会と記載する。

陳情書は同年七月二八日の区画整理委員協議会の内容を受けて提出された。協議会では、「第一小区」と「第二小区」間にある尾上町通と港町通を連結する垂直道路を西方に傾ける修正案が提出された。それにより「第一小区域ニ約十六坪ノ斜出ヲ要スル」と聞き、この修正案が採用されると第二小区にあって同道路に面する教会の損害は「極めて甚大」として反対する陳情であった。指路教会は、図1の現形図の左下区画の尾上町六丁目八二と隣接する港町六丁目二八を所有し教会が所在していた。

反対する理由として次の点を上げてある。区画整理による一部減を見越し

て、残りの敷地全部に教会堂建築を計画し、既に竹中組と鉄筋コンクリートで三階建ての教会堂建設の請負契約を結んでいる。しかし修正案が採用されるに、従来の長方形の敷地が菱形となり、敷地に合わせて建物を菱形とするかを迫られるが、そのどちらも問題が大きいとする。陳情書添付の参考図(図5)をみると、道路が変更となるために北側四坪五合、南側三坪六合、計八坪一合が「利用不能」になると指摘している。

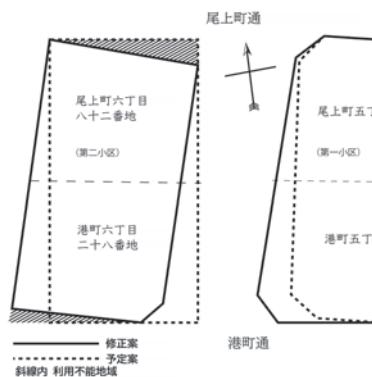


図5 指路教会参考図

注:理事大橋清蔵「陳情書」1925年8月10日(脇澤美紀家資料9-5)添付図より作成。



写真1 大江橋方向から見た指路教会

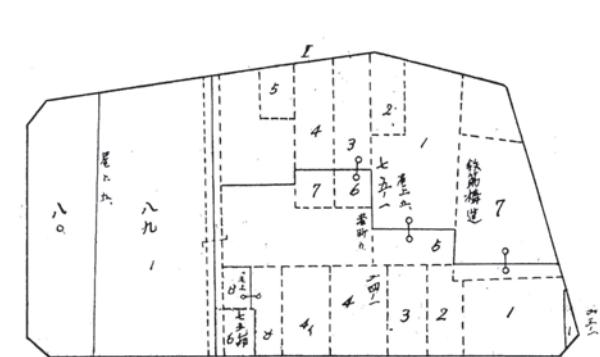
注:『復興の横浜』(横浜市土木局)、右後方の建物が指路教会。道路は図の尾上町通にあたる。

は、指路教会から出された尾上町六丁目八二番地と港町六丁目二八番地の計一五八坪三六に本建築を建設する申請について、諮問第五号「換地面積仮決定二閑スル件」として議題となり原案通り可決された。この本建築申請は修正案不採用を受けてのものと考えられる。

本建築の申請については、同年三月に委員会における換地位置決定案議決か議決前の場合には異議が無いことの申し合わせをすること等により認可とされていたが、その後、条件が緩和されれて議決や申合がない場合にも認可する方針となっていた。

陳情者・年代未詳の陳情書

①「侵略案ノ撤廃」、②「減歩率ノ均衡保持」、③「第二小区ニ支線道路ノ復活」を上げている。②については、第二小区と第一小区の減歩率が不均衡である案に対し、是正を働きかけた結果、修正に動き出していたことに対し、減歩率の「交議修正」「分筆換地」を「峻拒」する者がいるとする。しかも道路の修正案により「当六丁目地域ヲ侵ス」ような「所謂侵略案」もあり「痛歎多難」であると述べている。この「侵略案支持論者」は支線道路案に対し「変更修正ハ先議ヲ洗ス」として反対し成立を妨げたとも述べている。この支線案は「過去並ニ現在頻発セル交通危険事故ニ鑑ミ」として提案されたものであった。先に第八地区の特徴として挙げた「交通甚だ頻繁」が、支線案の出発点となっていた。しかし、反対されて採用とはなつていなかつた。

図6 渡辺銀行支店の換地予定図
注:出典等は図4と同じ。

渡辺銀行は一九一一年創業の銀行で元浜町に本店があり、尾上町五丁目の支店は関東大震災時には「大破損はしたが倒壊はしなかつた」(『横浜震災誌』第二冊)、「基礎沈下壁ノ一部亀裂(被害僅少)全焼」とあり、煉瓦造二階建、鉄筋コンクリート床、鐵梁屋根木」の木部が全焼(『震災予防調査会報告』第一〇〇号内下)した被害であった。

一九二六年(大正十五年)一月二六日付の渡辺銀行の陳情は、換地予定図と決定図の違いを受けてのものであった。渡辺銀行支店がある尾上町五丁目七五番地は渡辺同族株式会社が所有し、七五番地5と7を渡辺銀行が借地していった。しかし、反対されて採用とはなつていなかつた。

また貞喜丸汽船の換地問題も引き合いで出して、この換地が第二小区に強要された候補地、特に戸田家の分筆換地は「移動補填不能」とされていたことは、「侵略案ハ其前非ヲ有力ニ立証イタシ候ハズヤ」とも述べている。

この陳情書は主に「第二小区」のことであるが、これ以上の具体的な資料は未見であり、支線も変更案として取り上げられたかどうかも分からぬのでどの位置に計画されたのかも不明である。「所謂侵略案」は他の「小区」からの換地と思われるが、これについても不明である。

陳情者・年代未詳の陳情書

株式会社渡辺銀行の陳情

渡辺銀行は一九一一年創業の銀行で元浜町に本店があり、尾上町五丁目の支店は関東大震災時には「大破損はしたが倒壊はしなかつた」(『横浜震災誌』第二冊)、「基礎沈下壁ノ一部亀裂(被害僅少)全焼」とあり、煉瓦造二階建、鉄筋コンクリート床、鐵梁屋根木」の木部が全焼(『震災予防調査会報告』第一〇〇号内下)した被害であった。

一九二六年(大正十五年)一月二六日付の渡辺銀行の陳情は、換地予定図と決定図の違いを受けてのものであった。渡辺銀行支店がある尾上町五丁目七五番地は渡辺同族株式会社が所有し、七五番地5と7を渡辺銀行が借地していった。しかし、反対されて採用とはなつていなかつた。

また貞喜丸汽船の換地問題も引き合いで出して、この換地が第二小区に強要された候補地、特に戸田家の分筆換地は「移動補填不能」とされていたことは、「侵略案ハ其前非ヲ有力ニ立証イタシ候ハズヤ」とも述べている。

この陳情書は主に「第二小区」のことであるが、これ以上の具体的な資料は未見であり、支線も変更案として取り上げられたかどうかも分からぬのでどの位置に計画されたのかも不明である。「所謂侵略案」は他の「小区」からの換地と思われるが、これについても不明である。

陳情書類がない変更案

区画整理委員会では陳情の採用による議案だけでなく、委員からの変更案も提出されている。これらの変更案は、「第八地区委員会経過」やその他の資料により概要が分かるものもある。

「第八地区委員会経過」では議題となつた日付が分かるので、先ず同資料から見ていく。一九二五年六月一三日には①「住吉町五ノ六七3橋本吉蔵物

いた。陳情では、予定図には銀行の建物は「保存建物」で存置されるとしていたが、決定図では尾上町通に面して「突角」の場所が加わって、外形上そのままに出来難くなつたとしている。図6は予定図の該当部分であるが、右側の馬車道に面した七五一-7に「鉄筋構造」と書かれている。しかし、変更後は陳情書添付図にも無いので、資料では陳情の内容がよく分からぬ。後述の火災保険図を見ると馬車道と尾上町通の角地まで敷地となつており、「突角」はこの部分と思われる。

二六年頃の渡辺銀行は、陳情書によると破損した二階建の建物の上階を取り除き平屋にして、応急修理を為して営業をしていた。その後、一九三〇年五月製作の「火災保険図」関内方面N.2を見ると、港町五丁目の通りに面した別の場所に仮営業所を造り、換地場所は「渡辺本店建築地」としてコンクリートの建物が記されている。

区画整理委員会では陳情の採用による議案だけでなく、委員からの変更案も提出されている。これらの変更案は、「第八地区委員会経過」やその他の資料により概要が分かるものもある。

「第八地区委員会経過」では議題となつた日付が分かるので、先ず同資料から見ていく。一九二五年六月一三日には①「住吉町五ノ六七3橋本吉蔵物

置ノ件」、②「常盤町五ノ七〇外三筆二関スル件」、③「尾上町八二ト七六ノ位置交換ノ件」が提出されている。①②は内容が分からぬが、①は七月二八日に協議会で決議されている。③は六丁目八二と五丁目七六を入れ替える案で保留となり、その後、議題にはなつてないようである。

六月二十四日には「住吉町五ノ六九杉野亥之助、相生町五ノ八二高島嘉兵衛ノ土地ヲXIXBヨリXXBニ移シ、其代リ三相生町五ノ七六、七七渡辺礼次郎ノ土地ヲXIXBニ移ス案」が提出され協議会で賛成可決されている。

七月七日には「馬車道角地ニ閑スル件」が提出され保留となり、一七日に協議会において「馬車道一角」が第五Bの馬車道に沿う側に決定となつていて、第五Bは馬車道と平行する道路によつて二分されており、馬車道側が第五B、他は第六Bであったが、どこかの時点でも合わせて第五Bとして扱われるようになつたようである。「予定図」と「換地面積決定図」をみると馬車道側の換地場所の変更が見られる〔決定図〕では第五B、第六Bと書かれている。

七月二八日には「住吉町六丁目路線変更ノ件」が議案となり保留となつてゐる。直接的な資料が未見で推測になると、「予定図」と「換地面積決定図」を見ると、第一五Bと第一六Bは馬車道に平行する道路によつて隣り合つてゐるが、「整理後路線明細図」では馬車道と垂直の道路で二分されている。明

細図は年未詳だが、「経過」五月二九日に「住吉町六丁目ノ一部路線ヲ変更シ他ノ路線ハ原案通り可決」とあり、これにより変更されたと思われる。これを原案に戻す修正案だたと思われる。

同二八日、「港町五、六丁目及千歳ノ場所ノ外他B全対ノ換地位置協定通修正スル件」が議題になり協定となつている。道路変更により影響を受ける「千歳」（千登世）の換地も問題になつていて、それが分かる。資料では不明だが後に再び原案通りに変更されている。

このように理由や内容が判明しない変更案がいくつか議題となつた。

また別に年代未詳の「記 换地位置修正ノ部」という資料でも換地位置の変更を見る事ができる。ブロックごとに記載されており、陳情書類による変更も含めて記されている。

第三B・第四Bでは先述の変更が記載されており、第五Bでは、第六Bに換地予定の常盤町五丁目七二・七三・七四ハ合筆を戻し七六の隣地へ、また尾上町五丁目八一内を第六Bに纏め、七九、七四口を第五Bに置き分筆・借地権別にする。第六Bでは第七Bの八一内ノ2を移し常盤町五丁目七〇の隣地へ、また八一ノ1を2の隣地に置くとし、6を第八Bの角地に置いて第六Bの余地は更地とするし、第七Bでは同2を第六Bに移動、第一九Bの八二と六九を第二〇Bへ移動（先述六月二十四日議案）、七〇の形状を変更、六八ノ8は残して変形するとし、第二〇Bは六七ノ3と

1を接続し六六に接し、1と七三、七四の間に三尺の掃除口を設けて形状を変更し、七六、七七の借地権を第一九Bへ移動するある。

また一九二六（大正一五）年三月三日付の有吉忠一市長から区画整理委員会宛の文書では、諮問第八号として「土地整理換地位置ノ一部（第一ブロック）（第十六ブロック）ヲ別紙図面ノ通

二六年五月一日（八五）、「第八地区整理後各筆平均坪当指数ニ閑スル件 换地面積二閑スル件」（二九八）、大沢才之助「書簡」年未詳七月二十五日（九一六）、理事大橋清蔵「陳情書」二五年八月一〇日（九一五）、横浜市長「指路教会代表者成毛金次郎邸本建築出願ニ対スル換地面積仮決

面積決定ニ閑スル件一、調書一、図面

二六年五月一日（八五）、「第八地区整理後各筆平均坪当指数ニ閑スル件 换地面積二閑スル件」（二九八）、大沢才之助「書簡」年未詳七月二十五日（九一六）、理事大橋清蔵「陳情書」二五年八月一〇日（九一五）、横浜市長「指路教会代表者成毛金次郎邸本建築出願ニ対スル換地面積仮決

面積決定ニ閑スル件一、調書一、図面

第二冊（横浜市史編纂係）一九二六年。

※脇澤美紀家資料（横浜市史資料室所蔵）

横浜市役所「第八地区土地所有者借地権者調書」（二二一一二）、貞喜丸汽船株式会社取締役社長三木賄造「上申書」二五

年六月一二日（九一四）、「横浜市都市計画土地区画整理第八地区委員会経過」（二二一一二）、「第八地区現形図」二四年

一二月（二二一一二）、「土地区画整理第八地区予定図」（二二一九）、「第八地区整理後各筆平均坪当指数ニ閑スル件 换地面積二閑スル件」（二九八）、大沢才之助「書簡」年未詳七月二十五日（九一六）、理事大橋清蔵「陳情書」二五年八月一〇日（九一五）、横浜市長「指路教会代表者成毛金次郎邸本建築出願ニ対スル換地面積仮決

面積決定ニ閑スル件一、調書一、図面

二六年五月一日（八五）、「第八地区整理後各筆平均坪当指数ニ閑スル件 换地面積二閑スル件」（二九八）、大沢才之助「書簡」年未詳七月二十五日（九一六）、理事大橋清蔵「陳情書」二五年八月一〇日（九一五）、横浜市長「指路教会代表者成毛金次郎邸本建築出願ニ対スル換地面積仮決

面積決定ニ閑スル件一、調書一、図面